

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第一種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第一種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第2項 第1号	救護施設	救護施設	生活保護法第38条第1項、第2項	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
	更生施設	更生施設	生活保護法第38条第1項、第3項	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
	その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業	医療保護施設	生活保護法第38条第1項、第4項	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
		授産施設	生活保護法第38条第1項、第5項	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設
		宿所提供施設	生活保護法第38条第1項、第6項	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設
	生計困難者に対して助葬を行う事業	葬祭扶助	生活保護法第18条	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭扶助(検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要なもの)を行う事業
第2条第2項 第2号	乳児院	乳児院	児童福祉法第7条、第37条	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
	母子生活支援施設	母子生活支援施設	児童福祉法第7条、第38条	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
	児童養護施設	児童養護施設	児童福祉法第7条、第41条	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
	児童心理治療施設	児童心理治療施設	児童福祉法第7条、第43条の2	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第一種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第一種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第2項 第2号	障害児入所施設	障害児入所施設	児童福祉法第7条、 第42条	障害児を入所させて、次の支援を行うことを目的とする施設 ①福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 ②医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療
	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童福祉法第7条、 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
第2条第2項 第3号	養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人福祉法第5条の 3、第20条の4	65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人福祉法第5条の 3、第20条の5	65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設
		地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第8条第 22項	
		介護老人福祉施設	介護保険法第8条第 27項	
	軽費老人ホーム ※ケアハウス	軽費老人ホーム	老人福祉法第5条の 3、第20条の6	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。)
第2条第2項 第4号	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5条第11項	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び厚生労働省令で定める施設を除く。)
第2条第2項 第6号	婦人保護施設	婦人保護施設	売春防止法第36条	要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)を收容保護するための施設
第2条第2項 第7号	授産施設を営む事業		社会福祉法第2条第 2項第7号	授産施設を営む事業

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第一種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第一種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第2項 第7号	生計困難者に対して無 利子又は低利で資金 を融通する事業	生活福祉資金貸付事 業	社会福祉法第2条第 2項第7号	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 ※実施主体は、都道府県市社会福祉協議会。

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項第1号	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業		社会福祉法第2条第3項第1号	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
第2条第3項第1の2号	認定生活困窮者就労訓練事業	認定生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法第16条	雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
第2条第3項第2号	保育所	保育所	児童福祉法第7条、第39条	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)
	児童厚生施設	児童厚生施設	児童福祉法第7条、第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター	児童福祉法第7条、第44条の2	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所長又は都道府県からの委託を受けて指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他内閣府令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
	里親支援センター	里親支援センター	児童福祉法第7条、第44条の3	里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
	助産施設	助産施設	児童福祉法第7条、第36条	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第2号	障害児通所支援事業	児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第1項、第2項	障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。)を行う事業 ※医療型児童発達支援(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの)に通わせ、児童発達支援及び治療を行う事業)は、令和6年4月より児童発達支援に一元化された。
		児童発達支援センター	児童福祉法第7条、第43条	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設 ※令和6年4月より下記①②は「児童発達支援センター」へ一元化された ①福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とする施設 ②医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設
		放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第1項、第3項	学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業。

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第2号	障害児通所支援事業	居宅訪問型児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第1項、第4項	重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与する事業
		保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第1項、第5項	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する事業
	障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	児童福祉法第6条の2の2第6項～第8項	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業
	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業	児童福祉法第6条の3第1項	次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業 ①義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等であるもの ②二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	児童福祉法第6条の3第2項	小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	児童福祉法第6条の3第3項	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援(保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。)を行う事業

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第2号	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	児童福祉法第6条の3第4項	一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、内閣府令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	児童福祉法第6条の3第5項	内閣府令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	児童福祉法第6条の3第6項	内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	一時預かり事業	一時預かり事業	児童福祉法第6条の3第7項	次に掲げる者について、内閣府令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 ①家庭において保育(養護及び教育を行うことをいう。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児
	小規模住居型児童養育事業	小規模住居型児童養育事業	児童福祉法第6条の3第8項	児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者(児童福祉法第6条の4に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業
	小規模保育事業	小規模保育事業	児童福祉法第6条の3第10項	①保育を必要とする乳児・幼児であつて満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業 ②満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて、①の施設において、保育を行う事業 ※小規模保育事業のうち、利用定員が10人以上のものは第二種社会福祉事業に、9人未満のものは公益事業に該当。(社会福祉法第2条第4項第4号)

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第2号	病児保育事業	病児保育事業	児童福祉法第6条の3第13項	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業
	子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業	児童福祉法第6条の3第14項	内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業 ①児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴つて行うものを含む。)を行うこと。 ②児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。
	親子再統合支援事業	親子再統合支援事業	児童福祉法第6条の3第15項	内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
	社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護自立支援拠点事業	児童福祉法第6条の3第16項	内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業
	意見表明等支援事業	意見表明等支援事業	児童福祉法第6条の3第17項	児童福祉法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業
	妊産婦等生活援助事業	妊産婦等生活援助事業	児童福祉法第6条の3第18項	家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第2号	子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	児童福祉法第6条の3第19項	内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業
	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	児童福祉法第6条の3第20項	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
	親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	児童福祉法第6条の3第21項	内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
	乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業	児童福祉法第6条の3第23項	内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ※いわゆる「こども誰でも通園制度」
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業			
第2条第3項 第2の2号	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	認定こども園法第2条第7項 児童福祉法第7条、第39条の2	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設
第2条第3項 第2の3号	養子縁組あつせん事業	養子縁組あつせん事業	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第2条	養子縁組によって養親となることを希望する者と児童との間の養子縁組をあつせんすることを業として行うこと

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項第3号	母子家庭日常生活支援事業	母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与する事業
第2条第3項第3号	父子家庭日常生活支援事業	父子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与する事業
	寡婦日常生活支援事業	寡婦日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条	寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与する事業
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条、第39条	①母子・父子福祉センター 無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設 ②母子・父子休養ホーム 無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設
第2条第3項第4号	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人福祉法第5条の2第2項	(1) 次の者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業 ① 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるとき ② 介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随
		訪問介護	介護保険法第8条第2項	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法第8条第15項	

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第4号	老人居宅介護等事業	夜間対応型訪問介護	介護保険法第8条第16項	時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者 (2)介護保険法に規定する第一号訪問事業であって厚生労働省令で定めるもの
		第一号訪問事業	介護保険法第115条の45第1項第1号イ	
第2条第3項 第4号	老人デイサービス事業 ※他の施設と主な設備を共用(特別養護老人ホームに併設されている場合等)	老人デイサービス事業	老人福祉法第5条の2第3項	(1)次の者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業 ①65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。) (2)介護保険法に規定する第一号通所事業であって厚生労働省令で定めるもの
		通所介護	介護保険法第8条第7項	
		地域密着型通所介護	介護保険法第8条第17項	
		認知症対応型通所介護	介護保険法第8条第18項	
		介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法第8条の2第13項	
		第一号通所事業	介護保険法第115条の45第1項第1号ロ	
	老人短期入所事業 ※他の施設と主な設備を共用(特別養護老人ホームに併設されている場合等)	老人短期入所事業	老人福祉法第5条の2第4項	次の者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業 ①65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者
		短期入所生活介護	介護保険法第8条第9項	
		介護予防短期入所生活介護	介護保険法第8条の2第7項	

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第4号	小規模多機能型居宅 介護事業	小規模多機能型居宅 介護事業	老人福祉法第5条の 2第5項	次の者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業 ①65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者
		小規模多機能型居 宅介護	介護保険法第8条第 19項	
		介護予防小規模多 機能型居宅介護	介護保険法第8条の 2第14項	
	認知症対応型老人共 同生活援助事業	認知症対応型老人共 同生活援助事業	老人福祉法第5条の 2第6項	次の者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業 ①65歳以上の者であつて、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者
		認知症対応型共同 生活介護	介護保険法第8条第 20項	
		介護予防認知症対 応型共同生活介護	介護保険法第8条の 2第15項	
	※グループホーム			

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第4号	複合型サービス福祉事業	複合型サービス福祉事業	老人福祉法第5条の2第7項	次の者に対して、介護保険法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業
		看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法第8条第23項	①65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等)を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者
第2条第3項 第4号	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	老人福祉法第5条の3、第20条の2の2	次の者を通わせ、「老人デイサービス事業」の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設 ①65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であって厚生労働省令で定めるものを利用する者 ③その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)
		通所介護	介護保険法第8条第7項	
		地域密着型通所介護	介護保険法第8条第17項	
		認知症対応型通所介護	介護保険法第8条第18項	
		介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法第8条の2第13項	
	※単独で設置している場合	第一号通所事業	介護保険法第115条の45第1項第1号ロ	

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第4号	老人短期入所施設 ※単独で設置している場合	老人短期入所施設	老人福祉法第5条の3、第20条の3	次の者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設 ①65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき ②介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者 ③その他の政令で定める者
		短期入所生活介護	介護保険法第8条第9項	
		介護予防短期入所生活介護	介護保険法第8条の2第7項	
	老人福祉センター	老人福祉センター	老人福祉法第5条の3、第20条の7	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設
	老人介護支援センター	老人介護支援センター	老人福祉法第5条の3、第20条の7の2	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
第2条第3項 第4の2号	障害福祉サービス事業	居宅介護	障害者総合支援法第5条第1項、第2項	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
第2条第3項 第4の2号	障害福祉サービス事業	重度訪問介護	障害者総合支援法第5条第1項、第3項	重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する事業
		同行援護	障害者総合支援法第5条第1項、第4項	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		行動援護	障害者総合支援法第5条第1項、第5項	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第4の2号	障害福祉サービス事業 ※障害者支援施設、 のぞみの園等の施設 で行われる事業は、 該当しない場合がある。	療養介護	障害者総合支援法第 5条第1項、第6項	医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する事業
		生活介護	障害者総合支援法第 5条第1項、第7項	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		短期入所	障害者総合支援法第 5条第1項、第8項	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		重度障害者等包括支援	障害者総合支援法第 5条第1項、第9項	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供する事業
		自立訓練	障害者総合支援法第 5条第1項、第12項	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		就労移行支援	障害者総合支援法第 5条第1項、第13項	就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第4の2号	障害福祉サービス事業	就労継続支援	障害者総合支援法第5条第1項、第14項	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		就労定着支援	障害者総合支援法第5条第1項、第15項	就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		自立生活援助	障害者総合支援法第5条第1項、第16項	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める援助を行う事業
		共同生活援助	障害者総合支援法第5条第1項、第17項	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の厚生労働省令で定める援助を行う事業
	一般相談支援事業	一般相談支援事業	障害者総合支援法第5条第18～21項	基本相談支援及び地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)のいずれも行う事業
	特定相談支援事業	特定相談支援事業	障害者総合支援法第5条第18～19項、第22～23項	基本相談支援及び計画相談支援(サービス利用支援及び継続サービス利用支援)のいずれも行う事業
	移動支援事業	移動支援事業	障害者総合支援法第5条第26項	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
	福祉ホーム	福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第28項	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項 第5号	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者福祉法第4条の2第1項	身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業
	手話通訳事業	手話通訳事業	身体障害者福祉法第4条の2第2項	聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者(聴覚障害者等)に関する便宜を供与する事業
	介助犬訓練事業	介助犬訓練事業	身体障害者福祉法第4条の2第3項	介助犬の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業
	聴導犬訓練事業	聴導犬訓練事業	身体障害者福祉法第4条の2第3項	聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業
	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
	補装具製作施設	補装具製作施設	身体障害者福祉法第32条	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設
	盲導犬訓練施設	盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第33条	無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設
	視聴覚障害者情報提供施設	視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法第34条	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳(文字を点字に訳すことをいう。)若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
第2条第3項 第6号	身体障害者の更生相談に応ずる事業	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法第11条	身体障害者の福祉に関し、専門的知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の処方および適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、来所の難しい人などのため、必要に応じて行う巡回相談、さらに、地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行う事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法第12条	知的障害者やその家族に対し、専門的な知識と技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的、職能的な判定業務、市町村に対する専門的な技術的援助、来所の難しい人などのために必要に応じて行う巡回相談、さらには関係機関と連携を図り、地域のネットワーク化を推進するといった地域生活支援の推進などを行う事業

(別冊)社会福祉事業一覧

< 第二種社会福祉事業 >

社会福祉法		個別法		
条文	第二種社会福祉事業	施設及び事業	名称及び条文	概要
第2条第3項第8号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	無料低額宿泊事業	社会福祉法第2条第3項第8号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
第2条第3項第9号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	無料低額診療事業	社会福祉法第2条第3項第9号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
第2条第3項第10号	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する施設を利用させる事業	無料低額介護老人保健施設利用事業	社会福祉法第2条第3項第10号	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
		無料低額介護医療院利用事業		
第2条第3項第11号	隣保事業	隣保事業	社会福祉法第2条第3項第11号	隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの
第2条第3項第12号	福祉サービス利用援助事業	福祉サービス利用援助事業	社会福祉法第2条第3項第12号	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業
第2条第3項第13号、第4項第5号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	社会福祉法第2条第3項第13号、第4項第5号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業 ※社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないものは、含まれない。